

月報

いしのまき

平成28年7月号

ハローワーク石巻
(石巻公共職業安定所)

〒986-0832 石巻市泉町4丁目1-18
TEL 0225-95-0158
FAX 0225-22-2442

一般職業紹介状況(28年5月内容)について

【有効求人倍率】

○ 有効求人倍率は1.76倍となり、前年同月比で0.21ポイント上回り、前月比では0.02ポイント下回りました。

【求人のようす】

○ 新規求人数は1,937人で、前年同月比で12.9%増(前年同月差222人増)、前月比で、4.1%減(前月差83人減)となりました。

新規求人数を主な産業別で見ると、製造業が416人で、同33.3%増(同104人増)、医療・福祉が433人で、同9.1%増(同36人増)、建設業が346人で、同25.8%増(同71人増)、卸売業・小売業が207人で、同19.0%増(同33人増)、宿泊業・飲食サービス業が78人で、同23.8%増(同15人増)などとなりました。

一方、サービス業が153人で、同30.1%減(同66人減)、運輸業・郵便業が84人で、同20.8%減(同22人減)などとなりました。

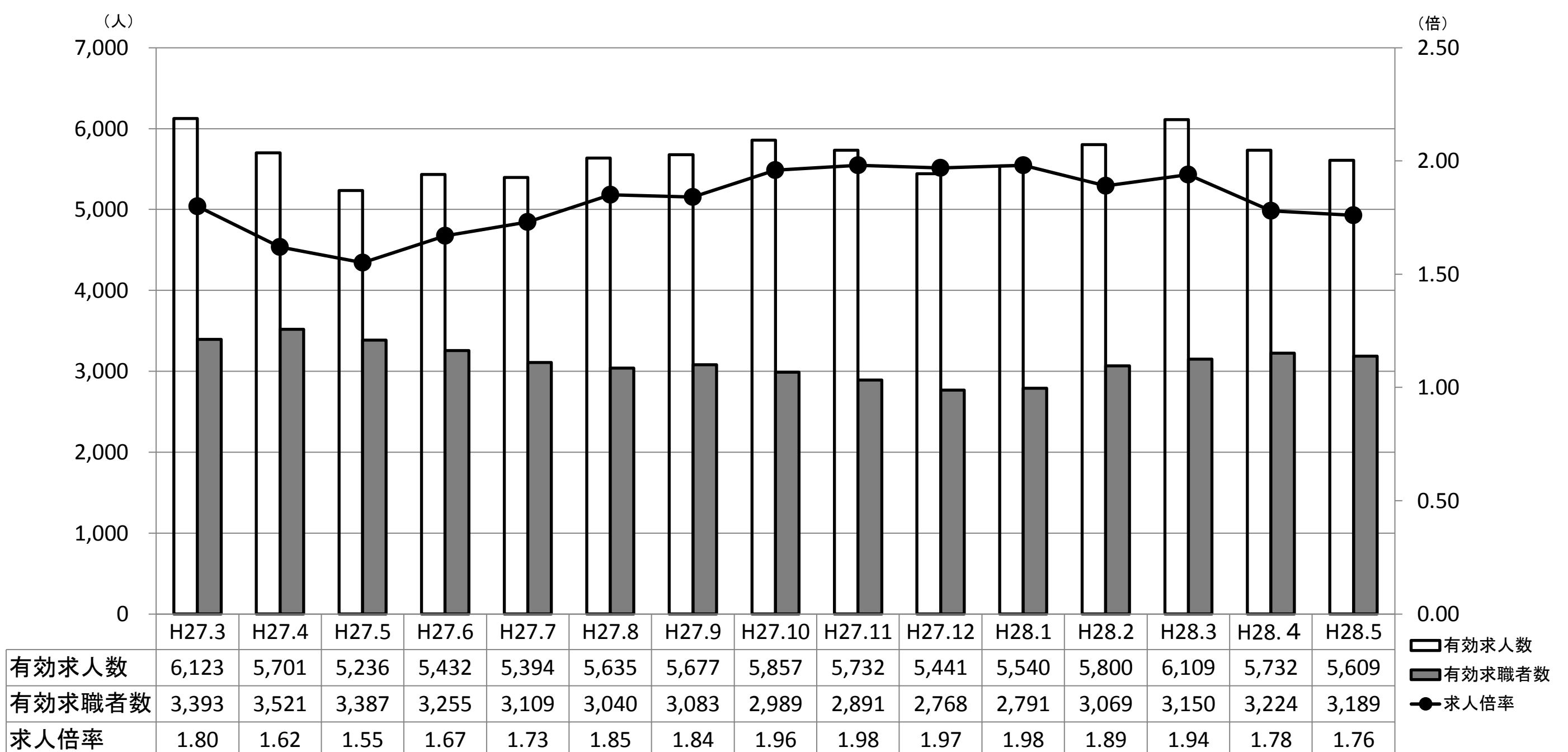
○ 月間有効求人数は5,609人で、前年同月比で7.1%増(前年同月差373人増)、前月比で2.1%減(前月差123人減)となりました。

【求職のようす】

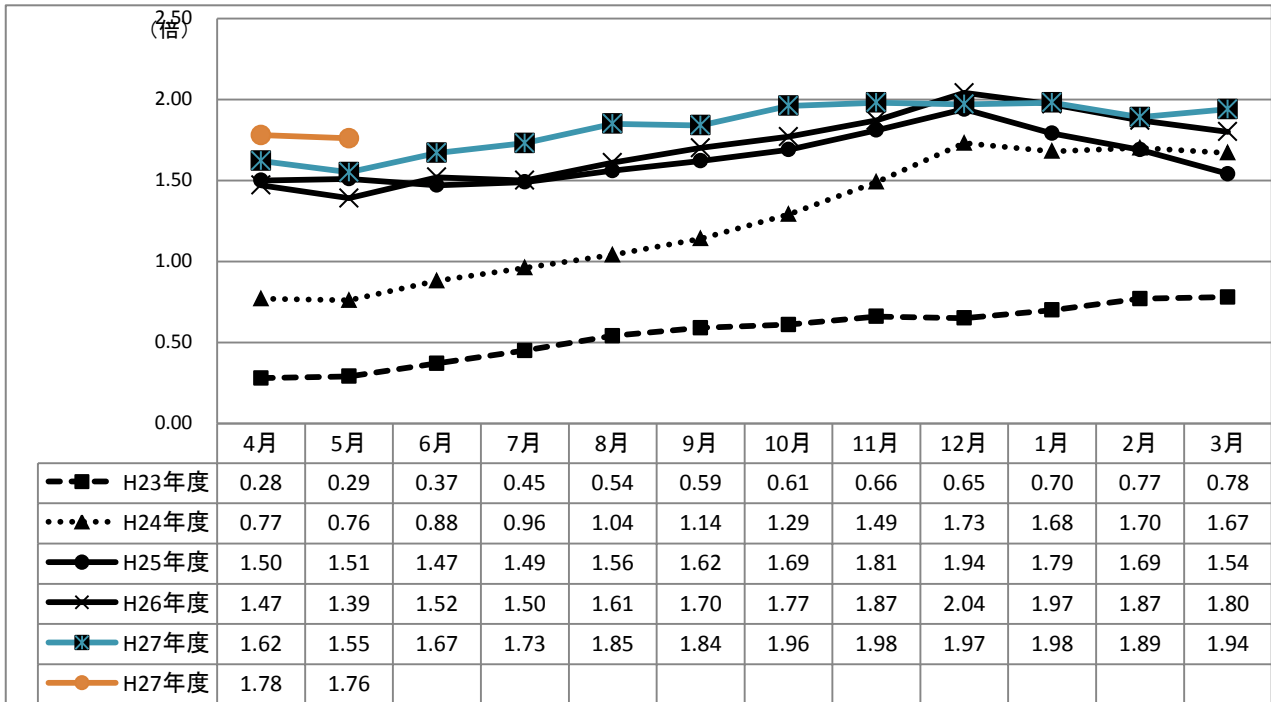
○ 新規求職者数は856人で、前年同月比で3.5%増(前年同月差29人増)、前月比で15.2%減(前月差154人減)となりました。

○ 月間有効求職者数は3,189人で、前年同月比で5.8%減(前年同月差198人減)、前月比で1.1%減(前月差35人減)となりました。

月間有効求職者数を年齢階層別割合で見ると、44歳以下は1,827人で57.3%、45歳以上54歳以下は613人で19.2%、55歳以上は749人で23.5%となっています。



有効求人倍率の推移(パート含む)



一般職業紹介状況(パート含む)

項目	計	男	女	前月比	前年同月比
新規求人数	1,937	*	*	▲ 4.1	12.9
月間有効求人数	5,609	*	*	▲ 2.1	7.1
新規求職者数	856	342	514	▲ 15.2	3.5
うち(保)	184	59	125	▲ 35.2	▲ 8.0
月間有効求職者数	3,189	1,440	1,747	▲ 1.1	▲ 5.8
うち(保)	1,010	383	627	5.3	▲ 11.2
求人倍率					
新規	2.26	*	*	0.26P	0.19P
有効	1.76	*	*	▲0.02P	0.21P
紹介件数	1,374	608	766	▲ 1.4	3.4
うち(保)	190	81	109	11.8	▲ 26.1
就職件数	404	174	230	▲ 7.3	▲ 10.4
うち(保)	79	33	46	27.4	▲ 8.1
新規就職率	47.2	50.9	44.7	4.0P	▲7.3P

※ 平成16年11月から求職申込書における「性別」欄の記載が任意となったことに伴い、男女別の合計は必ずしも一致しない。

障害者職業紹介状況

項目	計	身体障害者	知的障害者等	前月比	前年同月比
新規求職者数	16	7	9	▲ 15.8	33.3
新規登録者数	4	2	2	▲ 20.0	33.3
就職件数	10	3	7	▲ 52.4	▲ 9.1
月末現在有効求職者数	334	117	217	2.8	12.8

雇用保険取扱状況

※ 金額の単位は千円

項目		計	男	女	前月比	前年同月比
事業所関係	新規適用事業所数	28	*	*	▲ 6.7	86.7
	廃止事業所数	13	*	*	44.4	44.4
	月末現在事業所数	4,104	*	*	0.4	0.2
被保険者関係	資格取得者数	1,283	552	731	▲ 8.2	35.6
	資格喪失者数	651	376	275	▲ 54.3	8.3
	離職票交付件数	365	*	*	▲ 61.2	5.8
	月末現在被保険者数	44,655	26,366	18,289	1.4	2.1
給付金関係	受給資格決定数	253	96	157	▲ 21.9	▲ 7.0
	一般給付受給者数	667	253	414	29.0	1.7
	一般給付金額	70,792	31,651	39,141	33.4	12.4
	個別延長給付受給者数	2	0	2	▲ 50.0	▲ 75.0
	個別延長給付金額	132	0	132	▲ 61.1	▲ 79.4

※ 各金額は千円未満を四捨五入しているため、計で若干の誤差を生じる場合がある。

「石巻地域若者サポートステーション」 (厚生労働省認定事業)

厚生労働省認定事業である「地域若者サポートステーション」(愛称:「サポステ」)では、自治体、各支援機関、企業など地域のネットワークとも連携して、働くことに悩みを抱えている15歳～39歳までの若者に対して、キャリアコンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーションセミナー、模擬面接や応募書類の添削などによるステップアップ、職場見学・体験などの就労に向けた支援を行っています。

(連絡先:石巻市西山町6-39 カム口第2ビル2号室(2階) TEL 0225-90-3671)

介護休業を取得予定の方、介護休業給付金を申請予定の事業主の方へ

平成28年8月1日以降に開始する介護休業から 介護休業給付金の 「支給率」や「賃金日額の上限額」が変わります

支給率

介護休業給付金の支給額は、これまで休業開始時の賃金の40%でしたが、**平成28年8月1日以降に開始する介護休業*からは、67%の支給**となります。

※平成28年7月31日までに開始した介護休業は、これまでどおり40%を支給。

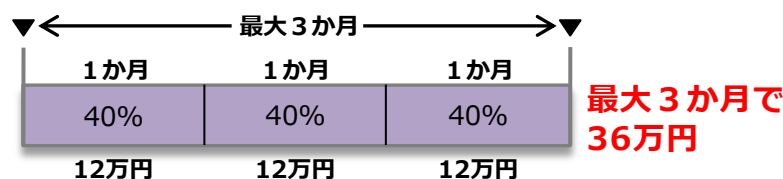
なお、平成28年8月1日以降に再度開始する介護休業は、67%の支給。

<支給額の比較>

【例】休業開始時賃金日額1万円の方が3か月（1か月を30日とした場合）介護休業を取得した場合の総支給額

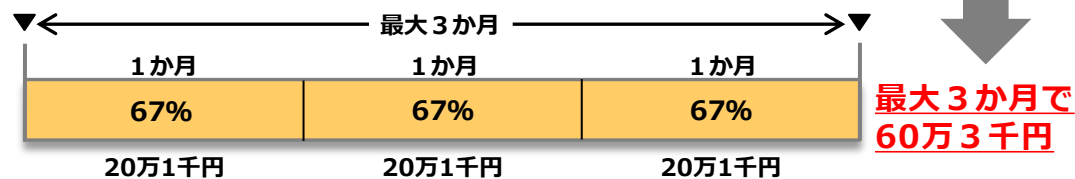
【これまで】介護休業給付金の月額 = 休業開始時の賃金日額 × 支給日数(30日) × 40%

平成28年7月31日までに介護休業を開始した場合



【変更後】介護休業給付金の月額 = 休業開始時の賃金日額 × 支給日数(30日) × 67%

平成28年8月1日以降に介護休業を開始した場合



賃金日額の上限額

介護休業給付金の算定基準となる賃金日額の上限額が、**平成28年8月1日以降に開始する介護休業*から、引き上げられます。**

※平成28年7月31日までに開始した介護休業は、これまでどおりの上限額。

介護休業給付金の算定基準となる賃金日額の上限額は、雇用保険の賃金日額の上限額（一定の年齢ごとに区分）をもとに決められています。これまでは「30歳から44歳までの賃金日額の上限額」を適用していましたが、平成28年8月1日以降に開始する介護休業からは、「45歳から59歳までの賃金日額の上限額」を適用します。

【例】賃金日額が15,000円の方（※介護休業開始時の年齢を問わず、以下の年齢区分を適用します）

平成28年7月31日までに介護休業を取得した場合

→ 上限額 = 14,210円 *（「30歳から44歳までの賃金日額の上限額」を適用） = 賃金日額は、**14,210円**

平成28年8月1日以降に介護休業を開始した場合

→ 上限額 = 15,620円 *（「45歳から59歳までの賃金日額の上限額」を適用） = 賃金日額は、**15,000円**

*平成28年7月31日までの賃金日額の上限額であり、平成28年8月1日以降、各年齢区分の賃金日額の上限額は変更されます。

【注意点】平成28年8月1日以降に介護休業を開始した方は、支給の対象期間中に賃金の支払がある場合、支払われたその賃金の額が「休業開始時の賃金日額に支給日数をかけた額」に対し、13%（平成28年7月31日までに介護休業を開始した方は40%）を超えるとときは支給額が減額され、80%以上のときは給付金は支給されません。

※介護休業給付金支給申請書には、マイナンバーの記載が必要です。

